

尼崎市住環境整備条例の基準を次のとおり改正します。

(1) 店舗や共同住宅等の駐輪場での串刺し駐輪等禁止規定の追加(技術基準)

【現行】基準なし

【変更後】店舗及び共同住宅等(戸建て住宅及び長屋住宅を除く。)の駐輪場については、自転車を道路から直接出入りして駐輪する構造(串刺し駐輪等)としないこととする。

※商業系用途地域における小規模な店舗等(「尼崎市自転車等の放置の防止に関する条例」の対象施設以外の非住宅)については対象外とする。

(2) 共同住宅の来客用駐輪場の設置規定の追加(技術基準)

【現行】基準なし

【変更後】共同住宅の来客用駐輪場について、将来の利用状況を見据え、路上等に駐輪させることのないよう、十分な余裕をもった台数を確保することとする。

(3) 工業地域等で住宅を建てる際の防音サッシの設置規定の追加(技術基準)

【現行】基準なし

【変更後】工業地域等の緩衝緑地の設置が必要な区域で、敷地の外側に緩衝緑地を設置する住宅の全ての窓を防音サッシ(JIS 規格 T-1 等級同等以上の遮音性能を有するもの)とする。

(4) ワンルームマンションの専有面積の最低基準の見直し(施行規則)

【現行】ワンルームマンションの住戸1戸当たりの専有面積は18平方メートル以上する。

【変更後】ワンルームマンションの住戸1戸当たりの専有面積は25平方メートル以上する。

※高齢者の居住の安定確保に関する法律に定められサービス付き高齢者向け住宅等についてはその法律の既定による。

運用開始日 令和8年9月1日